

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、翌日)

目 次

◇告 示 保険医等の登録(保険課)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

結核予防法による指定医療機関の辞退(〃)

◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第六百三十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険薬剤

師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成二年七月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
平賀 瑞雄	鳥医第四、一七六号	平成二年七月三日
深原 誠	鳥医第四、一七七号	〃
梶 俊策	鳥医第四、一七八号	〃
松井 博美	鳥医第四、一七九号	〃
吉田 壮一	鳥医第四、一八〇号	〃
板持 広明	鳥医第四、一八一号	〃
三原 圭一郎	鳥医第四、一八二号	〃
門脇 浩司	鳥医第四、一八三号	〃
徳吉 由美子	鳥薬第七五二号	〃
山尾 一磨	鳥医第四、一八四号	平成二年七月六日
黒崎 雅道	鳥医第四、一八五号	平成二年七月七日

田 淵 貞 治	鳥医第四、一八六号	"
田 邊 路 晴	鳥医第四、一八七号	"
渡 邊 建 司	鳥医第四、一八八号	"
祝 部 輝 彦	鳥医第七五二号	平成二年七月十一日
谷 浦 晴 二 郎	鳥医第四、一八九号	平成二年七月九日

鳥取県告示第六百三十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成二年七月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
魚谷眼科医院	米子市上後藤一〇九一	平成二年七月十二日
ぬの皮膚科医院	倉吉市東巖城町五四	"

医療法人社団尾崎医院

八頭郡八東町大字才代二八一

"

鳥取県告示第六百四十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成二年七月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
魚谷眼科医院	米子市上後藤一〇九一	平成二年六月三十日
尾崎医院	八頭郡八東町大字才代二八一	平成二年七月二十九日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年七月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一日時 平成二年七月二十六日(木)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県スポーツ振興審議会委員の任命について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めため、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成二年七月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名	
ばちんこ遊技機		トランプカード	株式会社竹屋	
		ベーカリー		
		ベーカリー二		
		パラボラ		
		パラボラ二		
		ニュータンク		
		クレービー		
		マーゴX		
		マーゴZ		
		ピラミッドP二		豊丸産業株式会社
		ピラミッドP三		
		スーパージェフDX		株式会社平和
ルーレットエース				